

地方独立行政法人奈良県立病院機構における事務系システムの
開発・構築（または導入）及び運用・保守にかかる業務仕様書

令和8年4月

地方独立行政法人

奈良県立病院機構 法人本部事務局

「事務系システム」については、それぞれ、業務ごとに「健康管理システム」「労務管理システム」「人事評価システム」に読み替えるものとし、共通部分以外は別紙を参照すること。

新規にシステムを構築するものは「開発・構築」とし、既存のパッケージシステムを導入するものは「導入」とする。

目次

1.	調達概要	3
(1)	調達内容	3
(2)	導入の背景・目的	3
(3)	対象業務	4
(4)	導入範囲・システム構成図	4
(5)	導入スケジュール	4
(6)	機構の概要	4
2.	機能要件	5
3.	非機能要件	5
(1)	基本性能	5
(2)	システム環境	5
(3)	セキュリティ要件	6
(4)	開発（導入）要件	7
(5)	運用・保守要件	7
(6)	データ連携	8
(7)	データ移行	8
4.	その他	8
(1)	操作研修、マニュアル作成	8
(2)	再委託、情報開示	8
(3)	その他	9

1. 調達概要

(1) 調達内容

① 物件名

地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下、「機構」という。）における事務系システムの開発・構築（または導入）及び運用・保守にかかる業務

※ 「事務系システム」については、それぞれ、「健康管理システム」「労務管理システム」「人事評価システム」に読み替えることとする。（再掲）

なお、各システムは以下を指すものとし、クラウドにおいて提供されるものとする。

1) 健康管理システム

職員の健康診断・人間ドック、ストレスチェック、産業医の面談、抗体保有状況の確認等を管理するシステム。

2) 労務管理システム

給与支給システムと連携し、職員の給与明細の配信、マイナンバーの管理、年末調整事務、入退職にかかる手続き（労働契約）、通勤手当などの各種申請・審査を行うワークフロー機能を備えたシステム。

3) 人事評価システム

人事管理システムと連携し、職員の目標管理、能力・業績等の評価を多面的に行うとともに、タレントマネジメント機能を備え、職員の人事評価、人材育成に活用するためのシステム。

② 委託期間

契約日から令和13年12月31日（木）まで

③ 調達方法

総合評価落札方式一般競争入札

(2) 導入の背景・目的

機構のみならず、公的病院の経営は全国的にも厳しい状況が続いており、赤字体質の脱却のためには、非採算部門である事務部門の業務の合理化を徹底して進める必要がある。

機構では本部事務局と3つの医療センター、1つの学校の5所属でそれぞれ、人事、給与や労務などの事務を行っているが、一部で重複するものもあり、これを本部に集約、統合し、事務の合理化（人員・費用の削減）や品質の向上を図ることを目的として、事務を集約し、センター化を進めているところ。

一方で、機構においては、事務系のシステムの導入が不十分であり、業務のDX

化が進んでおらず、多くの業務がアナログの状況であり、単に事務を集約・統合するのみならず、各種システムを導入することでさらなる事務量の削減、事務のプロセスの見直しを徹底して進める必要がある。

なお、事務の集約・統合による組織の改編と今回のシステムの導入を踏まえ、最終的には、令和10年前後を目処に、事務のBPOを視野に検討を進めていく予定である。

(3) 対象業務

対象となる業務は(1)①に記載の各システムの開発・構築(または導入)及び運用・保守にかかる業務とする。

(4) 導入範囲・システム構成図

機構の現在の事務系のシステム関係図や、本調達により、全体のシステムの関係がどのようになるかを示したイメージは【別紙：参考資料1】のとおり。

(5) 導入スケジュール

すでに調達・構築中のものも含めた主要な事務系のシステムの導入予定スケジュールについては、【別紙：参考資料2】のとおり

(6) 機構の概要

① 名称

地方独立行政法人 奈良県立病院機構

② 所在地

奈良市七条西町2丁目897番5

③ 施設の概要

- ・奈良県総合医療センター 奈良市七条西町2-897-5 492床
- ・奈良県西和医療センター 生駒郡三郷町三室1-14-16 300床
- ・奈良県総合リハビリテーションセンター 磯城郡田原本町大字多722-100床
- ・奈良看護大学校 生駒郡三郷町三室1-14-1 定員60名

④ 職員数(名) 令和7年12月1日現在

所属	医師	看護師	その他	事務	正規	非正規
本部事務局	0	3	0	29	22	10
看護大学校	0	17	0	4	20	1
総合医療センター	269	748	260	164	1,134	307

西和医療センター	102	362	124	85	536	137
総合リハビリテーションセンター	12	92	94	33	168	63

- ・ 「健康管理システム」「労務管理システム」「人事評価システム」は原則として全ての職員が利用する

2. 機能要件

【別紙：機能要件1～3】のとおり、それぞれのシステムごとに機能要件を定める。
 なお、これらの要件は全てを満たすことが望ましいが、対応が出来ない場合などは代替の運用等を提案すること。また、一部の項目が対応不可であっても、失格とはせず、総合的に機能を判定するものとする。

3. 非機能要件

(1) 基本性能

- ① 本書の機能要件がパッケージソフトウェアの基本機能で実現できない場合、オプションもしくはカスタマイズにて必要機能を実現できること。
- ② 稼動環境の変化に追従できるパッケージソフトウェアにて提案すること。
- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人のほか、大規模な医療機関、民間企業等での豊富な実績のあるパッケージであること。
- ④ 導入を計画しているデータ連携システムを活用し、データのやりとりが可能なものであるとともに、同連携システムを活用しない範囲においても、関係する他システムとの連携が容易であること。
- ⑤ 同時ログイン数に制限がなく、予定しているシステム利用人数が問題なく使用できるとともに、通常のオンライン接続での画面操作においては、ストレスなくご利用できる速度を維持できること（3秒以内を目安とする、ただし、機構のネットワーク環境に依存するもので事業者の責めによらない場合は除く。）
- ⑥ 通常の業務時間中にバッチ処理を行う場合、他のオンライン処理への影響が最小限となるよう努めること。

(2) システム環境

- ① 機構のネットワークの状況については、【別紙：参考資料3】のとおりである。
- ② 機構に構築済の業務端末（医療系・事務系）から当該システムの全機能の利用が可能であること。
- ③ 機構の業務端末はセキュリティ対策のためインターネットには接続していない。オンプレミスに構築のWebサーバにはMicrosoft Edgeブラウザ経由とし、インターネット上のWebサーバへの接続は仮想インターネット環境 SCVX（Linux コンテナ上のChromeブラウザ）を経由して利用することができること。

業務端末へのアプリケーションのインストールが必要な場合には、その他のソフトウェアとの競合が無いことを確認し、配信インストールが可能な形で提供すること。

- ④ 機構では共通基盤ネットワークを構築し、全拠点を 10Gbps 専用回線×2 本で接続している。また共通基盤サーバ（オンプレミス仮想サーバ）を構築し、この上に総合・西和の医療系サーバや 3 センターの事務系ファイルサーバ等を構築している。リハビリセンターの医療系システムはリハビリセンター内に別途構築している。
- ⑤ 利用者 ID 連携の手法や運用方法について提案を行うこと。（例：機構で利用しているクラウドサービス等のログインを容易とすることが可能である 等）
- ⑥ 費用：（サーバ・ネットワーク・セキュリティ等）当該システムの構築・システム間連携・既存設備や既存システムの設定変更等、システム導入に必要な構築費用・利用料は全て含めること。既存のシステムや設備への変更にかかる費用は事業者が必要な金額を支払うこと。

（3）セキュリティ要件

- ① 機構が定めるセキュリティ管理や個人情報に関する規定を遵守し、システムの運用やセキュリティに支障を来さないよう十分配慮の上、万一、事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、対応策等について協議を行うこと。
- ② ウィルス感染の可能性を最小限にとどめ、マルウェアや DoS 攻撃など、外部からの攻撃を防ぐ体制を構築すること。
- ③ サーバ：当該システムがクラウドサービスによる提供の場合には ISMAP 認証又は ISMS クラウドセキュリティ認証（ISO/IEC27017）を取得していることが望ましい。取得していない場合は、代替となるセキュリティ対策について示すこと。

さらにクラウドと機構のネットワーク接続は機構と協議の上セキュリティを考慮した形で構築すること。

- ④ 業務端末：構築済みの業務端末のセキュリティ対策に準じた形で対応すること。
- ⑤ クラウドサービスの場合には 1 年以上のログの保持を行うと共に機構が求める際に確認の上、情報提供を行うこと。オンプレミスの場合には機構が用意するログ管理システムにログ出力すること。
- ⑥ バックアップ期間・世代・手法を機構に提示すること。
- ⑦ 外部接続装置（VPN 装置等）：インターネットやデータセンター等の外部と接続するための VPN 装置等が必要となる場合は、既存共通基盤ネットワークのセキュリティ装置を経由して接続すること。
- ⑧ システムの操作やアクセスログを記録・保持し、閲覧や操作の追跡が可能であること。

(4) 開発（導入）要件

- ① 本業務の受注後速やかに「プロジェクト方針」「実施体制や人員配置」「進捗・課題・セキュリティ・リスクの管理」等を記載したプロジェクト計画書を提出し、新システムの開発（導入）を確実にかつ安定的に遂行するための最適な開発（導入）・稼働スケジュール案を提案し、機構の承認を得ること。
- ② 本業務の開発（導入）または設定期間においては、業務全体を統括する責任者（プロジェクトマネージャー）を選任するとともに、必要な担当者を配置すること。責任者は、提案するシステムにかかる開発・構築（または導入）業務に2年以上従事した経験を有する者であって、本システムにかかる業務分野について十分な知識、能力、経験を有するものを選任・配置すること。
- ③ 作業は受託者の事業所内（受託者の管理規程に基づくテレワーク環境等を含む）で実施すること。各作業に関する打ち合わせや報告、レビュー及び進捗会議等については、Webによる開催を可とする。

(5) 運用・保守要件

詳細は提案によることとするが、以下を満たすことが必要である。

- ① 運用・保守にかかる営業の担当者を選任すること。
- ② サービス提供時間はバックアップや更新などによるメンテナンス時間を除き、24時間365日を原則とする。
- ③ システム管理者や利用者からの問い合わせ対応を行うためのサポート体制や障害発生時の対応の詳細は提案によるものとする。メール対応の場合は、受付の翌営業日の回答、電話の場合は平日の日中（コアタイムとして10時～16時を想定し、始業および終業時間は事業者の運用によるものとする。昼休み除く）の対応を念頭に置いている。
- ④ 時間内においてサービスが停止した場合は直ちに復旧の対応を行い、時間外においてサービスが停止した場合は、翌日の時間開始後、直ちに復旧の対応を行うこと。
- ⑤ サイトへの攻撃、個人情報の漏えい等の重大な障害については、直ちに対応を行うこととし、これに該当しない事態が発生した場合は、双方協議の上、対応を決定すること。
- ⑥ 障害の発生時においては、障害の原因、復旧作業開始、復旧作業計画、復旧見込時間、復旧作業結果について管理者に適切な情報を報告・提供し、対応策を協議すること。
- ⑦ インターネット回線を利用したサービスバックプログラムの提供やバージョンアップの対応が可能であること。
- ⑧ リモートメンテナンス対応が可能であること。
- ⑨ 関係法令の改正に伴う軽微な改修を行うこと。大規模な改修については、機構

と協議の上、決定することとする。

- ⑩ 必要に応じて、システム運用にかかる会議、打ち合わせを開催し、運用スケジュールや課題の共有を行うこと。また、少なくとも年に1回はシステムの動作状況やメンテナンス等について確認・意見交換を行う機会を設けること。

(6) データ連携

各種システムのデータの基盤となる「人事管理システム」と連携し、各種システムを連携し、様々な形式のデータフォーマットやシステム、プロトコルに対応したコンポーネントを持つデータ連携を行い病院機構のシステムの共通基盤を構築する連携ツールの導入を計画している。これを用いて各種マスタの同期を取ることを考えているため、Rest APIの有無、有している場合は機能の提示、および人事給与システムや勤怠管理のシステムなどの連携実績を示すこと。なお、提案までの間において、人事管理システムの事業者や機構のネットワークのサーバーを管理している事業者との調整が必要な場合は取り次ぎを行うので申し出ること。

(7) データ移行

次期システム更新においてデータ抽出等の作業が発生した場合は、業務の引継ぎ、データの抽出作業等の支援を行うとともに、データの抽出等における移行作業等には原則として追加費用を発生させないこと。

- ※ なお、データ移行・抽出等にかかる費用については、提案額に含めないこと。実際に他事業者へのシステムが更新される際に別途協議することとする。

4. その他

(1) 操作研修、マニュアル作成

- ① 導入時に操作説明、研修を実施すること（研修はオンライン、動画、その他方法は問わないが具体的に提案すること）
- ② 操作マニュアルを提供すること。原本ファイルは、Microsoft Word、Excel、PowerPointのいずれかで読み込み及び加工できるように作成し、PDFファイルは、Adobe Reader読み込みが可能であること。改修に応じてアップデートすること。クラウドシステムについては、オンラインでダウンロードできることを想定している。

(2) 再委託、情報開示

- ① 本業務委託に関して再委託を行う場合は、機構による事前の承認を要するものとする、なお、再委託を行うことが認められた場合、契約の相手方は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこと。なお、全部再委託は例外なく認めない。
- ② 重大なネットワークトラブルや障害が生じた際などにおいては、必要に応じて、

機構と協議の上、情報開示を行うこと。

(3) その他

- ① 受注者は、本業務中に知り得た機密情報を他に漏洩してはならない。
- ② 本業務の実施にあたっては、担当者と十分な協議を行うこと。
- ③ 本業務のそれぞれの事業者及び先行して導入している人事給与システム、勤怠管理システムを一体的に運用し、相乗効果を発揮させるため、必要に応じて連携協議体を設けるので、それぞれの事業者は機構の要請に応じ、関係事業者との連絡調整、打ち合わせに参加し、調整を行うこと。当該、連携協議体においては、次のような協議を行うことを考えている。
 - ・ それぞれのシステムの要件定義等において、どのデータ項目はどのシステムで生成(管理主体)するかを明確(例、CRUDマトリクス作成)にし、関係者の共通理解とすること
 - ・ データ連携ツールの導入までは、現行のCSVデータ連携が必要であることから、一定期間、どのような形でデータ連携を手動で行うのかを検討すること。